
第7回 大山町議会定例会会議録（第5日）

平成25年9月30日（月曜日）

議事日程

平成25年9月30日（月曜日）午前9時30分開議

1. 開議宣告

- 日程第1 議案第98号 平成24年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第99号 平成24年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第100号 平成24年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第101号 平成24年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第102号 平成24年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第103号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第104号 平成24年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第105号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第106号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第107号 平成24年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第108号 平成24年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第109号 平成24年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第110号 平成24年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第111号 平成24年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第112号 平成24年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 113 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 114 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 115 号 平成 24 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 116 号 平成 24 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 117 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 118 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 119 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 120 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 121 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 請願第 1 号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改正を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 26 陳情第 10 号 年金 2.5% の削減中止を求める陳情
- 日程第 27 発議案第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第 28 発議案第 7 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について
- 日程第 29 議員派遣について
- 日程第 30 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 9 号）
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 35 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会所管事務調査）
- 日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（16名）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 番 加 藤 紀 之 | 2 番 大 原 広 巳 |
| 3 番 大 杖 正 彦 | 4 番 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 圓 岡 伸 夫 | 6 番 米 本 隆 記 |
| 7 番 大 森 正 治 | 8 番 杉 谷 洋 一 |
| 9 番 野 口 昌 作 | 10 番 近 藤 大 介 |
| 11 番 西 尾 寿 博 | 12 番 吉 原 美 智 恵 |

13番 岩井 美保子
15番 西山 富三郎

14番 岡田 聡
16番 野口 俊明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷 正寿 書記 ……………中井 晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田 増範 教育長 ……………山根 浩
副町長 ……………小西 正記
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠
総務課長 ……………酒嶋 宏 社会教育課長 ……………手島 千津夫
中山支所総合窓口課長 杉本 美鈴 幼児教育課長 ……………林原 幸雄
大山支所総合窓口課長 門脇 英之 企画情報課長 ……………戸野 隆弘
税務課長 ……………野間 一成 建設課長 ……………野坂 友晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎
水道課長 ……………白石 貴和 福祉介護課長 ……………持田 隆昌
観光商工課長 ……………福留 弘明 保健課長 ……………後藤 英紀
観光商工課参事 ……………齋藤 淳 人権推進課長…………松田 博明
地籍調査課長 ……………種田 順治 住民生活課長 ……………森田 典子
代表監査委員 ……………後藤 洋次郎

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。いよいよ定例会も本日が最終日となりました。一つ皆さん、しっかりとご審議願いたいと思います。

それではこれから開会いたします。ただいまの出席議員は16人です

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第98号～日程第19 議案第116号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第98号 平成24年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第116号 平成24年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計19件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成24年度決算審査特別委員長 吉原 美智恵君。

○決算審査特別委員長（吉原 美智恵君） はい、議長。

それでは平成 24 年度決算審査報告をいたします。

平成 25 年 9 月 10 日平成 25 年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 24 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 24 年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、1. 事件名、議案第 98 号～議案第 116 号までです。

2. 事件の内容は、決算審査であります。

3. 審査の経過、付託を受けた 19 議案について、分科会方式により 9 月 12 日、13 日、17 日の 3 日間、審査を行い、委員全員による全体審査を 25 日に行った。

4. 審査の結果、次の付帯意見をつけて、付託を受けた 19 議案すべてを認定すべきものと決定いたしました。

次に付帯意見であります。

(1) 平成 24 年度は、自主財源である税収において、景気の低迷から法人税が大きく減少し、また、国の交付金事業である「きめ細やかな交付金」も終了したものの、「鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業」等、有利な補助金や起債を活用した事業が実施され、安定した財政運営が図られ、基金残高は 48 億 1,880 万 1,000 円と増加している。

一方、財政構造における経常収支比率は、前年度に比べ 0.1 ポイント低下して 86.4%となっているが、80%を超えると財政は弾力性を失い、硬直化が懸念される場所である。

ふるさと納税の収入向上、町有地の売却や貸付け、ナスパルタウン団地の販売促進等に努め、自主財源の確保を図られたい。

また、地方交付税も、平成 27 年度には合併による特例措置が廃止され縮減されていくことを深く認識し、引き続き将来を見据え健全かつ安定した財政運営に努められたい。

(2) 町税や住宅使用料、国民健康保険税、保育料、給食費、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、下水使用料、水道使用料等に、5 億 8,899 万 7,000 円の未収金がある。

毎年、滞納対策については、監査委員や議会も指摘しているが、成果が上がっているとは言い難い。

滞納者の実態調査を実行し、経済的不況下であっても税負担の公平性を確保するため、滞納者の事情を考慮しながら滞納整理の基幹部署でもある滞納対策室との緊密な連携のもと、職員の総力を挙げて悪質な滞納者には法的手段の調査・研究等を尽くして実効ある滞納対策を求めらる。

(3) 大山恵みの里公社は、大山恵みの里づくり計画の基本理念や基本姿勢に沿う

公社の使命を自覚し、町の活性化に資するべく事業展開を期待しているが、事業の推進に不十分なところも伺える。

大山恵みの里づくり関連事業は、町の最も主要な事業の一つである。大山の恵まれた自然を活かした農林水産業の発展や、生産者との連携をより密にした事業を推進されたい。

(4) 国民健康保険直営大山診療所は、地域医療の拠点として貢献を果たしてきたが、平成 21 年 7 月に医師の退職により固定医が不在となり、以来、応急体制で診療が行われている。

2 階の入院病床及び介護病床部分は、平成 23 年度から、地域密着型介護老人福祉施設として、民間事業者の有償で貸与され改善が図られているが、1 階の診療所部分は、未だ固定医の確保が困難な状況である。早急に固定医を確保され、より良い運営方針を模索されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 98 号 平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(7 番 大森 正治君) 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

○議員(7 番 大森 正治君) 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員(7 番 大森 正治君) 平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対の立場で討論を行います。

本決算の中には、防災対策事業、子育て支援関係や老人福祉関係の事業、個人用住宅等改善助成事業等々、町民が満足する政策を執行するのは当然であります。評価すべき点があると思っております。

しかし、問題点も指摘しなければなりません。

1 点目として、予算の執行状況からみた場合の問題点であります。実質収支は今年度も黒字であり、その額は約 3 億 3,000 万円であります。安定した財政運営という評価もあるでしょうが、黒字だからすべてよしということにはならないと思います。

「名誉の赤字不名誉の黒字」、もう一度言いますと「名誉の赤字不名誉の黒字」、ということがよく言われます。赤字ではあるが、大多数の住民が満足する政策が

執行されればそれは名誉の赤字であるということでもあります。

逆に黒字であっても、住民の福祉の増進のために、十分予算執行されてなかったらそれは不名誉の黒字だということでもあります。

ではわが大山町ではどうであるか考えてみたいと思います。

積み立てられてきた一般会計の基金が平成 24 年度末で、総額約 45 億円あります。その 3 分の 1 強の約 17 億円が、自由に使える財政調整基金であります。これを使って住民に負担を抑えることができる政策があったのではないかということを考えるんです。それは、国民健康保険の運営についてであります。

国民健康保険は、国庫負担が当初の 2 分の 1 から 4 分の 1 に減らされてきたためにその分国保加入者の負担が重くなってきました。国保税が高いと言われるゆえんであります。

そのために国保税を払うに払えない滞納者が増えてきております。その国保税が本町では昨年 24 年度に引き上げられました。一人平均年額 4,337 円の引き上げです。その結果、現年度分の滞納額が 6.4%、150 万円増えてしまいました。このことから、国保加入者の皆さんはいかに国保税の高負担に苦しんでいらっしゃるかということが推察できます。

だからここにこそ基金を投入して、せめて国保税の引き上げをせず、据え置くべきだったと考えます。そのために国保基金からこれ以上、取り崩せないというなら、一般会計の財政調整基金から 17 億円のうちのほんの一部を繰り入れれば、国保税を引き上げる必要はなかったわけであります。

今、介護保険から要支援者から除外されたり、一定の所得者には利用料が 2 割に引き上げられたりなど、介護保険が第 2 の国保になろうとする懸念があります。このように今後さらに、社会保障のさまざまな分野で個人負担が増えていきます。その上に消費税が増税されれば、町民の暮らしは苦しくなるばかりであります。

ですから今後の政策運営にあたっては、基金の有効な利活用によって、町民の負担を抑えたり、あるいは軽減したりする施策が必要と考えます。森田町政には、そのことを期待するものであります。

2 点目としまして、同和対策関連の法律は、12 年前に既に終了し、法的根拠を失ったにも関わらず、大山町では、同和対策を漫然と続けていること、これは問題点として指摘せざるを得ません。

同和対策の関連事業として、前年度とほぼ同額の約 1 億 2,000 万円が使われました。格差がほぼ解消するなかで固定資産税の減免、進学奨励金の給付、特定新規学卒者就職支度金の給付、地区学習会補助金の交付などを続けることは、いつまでも旧同和地区を固定化することになり、解決を遠ざけることになります。

特別な対策は廃止して、一般施策に移行する、つまり同和対策を終了することにより、旧同和地区も地区外もない、平等な関係を作ることが必要です。それに

反して旧同和地区をいつまでも存在させることになる同和対策をもったこの決算を認めることはできません。以上討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 失礼します。先ほど大森議員さん、しっかりここで意見を述べられました。そういう問題はですね、次年度の当初にしっかりですね、述べていただきたいなというふうに思います。

国保税の件なんですけど、これについては大森さんいつも自論で、これはもうちょっと費用を軽減したりというようなこと言っておられます。

この国保税も、行政当局が勝手に決めたというものでもありません。やはりそこには、大山町から9人の審議員さんがおられます。審議員さんのなかにも、婦人会長さんだのいろんな各種団体の人が入って喧々諤々議論され、それをですね私たちが示されたのを認めてきたではありませんか。

ただそういう中で大森議員が今言われるのはですね、余剰金が出たからそれに充ててしまえば、それを使えばいいがなというようなこともありましたけど、やはり私はですね、不測の事態に備えたりして、いう余剰金というのをですね、しっかりあったほうがいいなというふうに思います。

ただこれについてはですね、町のほうもいろいろご努力されて、いろんな安い、いろんな低減の基金を使われたりということですね、苦慮されたところがこういう余剰が増えてきたということで、家庭でもそうじゃないですか。やはり貯金がなくしてなかなか皆さん不安感をもつじゃないですか。やはり町のほうもですね、しっかりした財源、これあたりは、今の監査委員さんあたりもしっかり頑張っておられるということの評価しておられますので、私はこれは問題ないなというふうに思いますし、先ほど同和対策事業の件なんですけど、これの件に関して、住宅資金なんかもいろいろ調べてみたら、大変な人もおられます。

で、そういう人からは、税の減免とかいろんな手立てもされていますし、ただ単にそれが税全般が大変だからといって全員の方を税率を下げるというふうなことはいかなもんかなというふうに思います。そういう中でも、行政のほうも役場のほうに出かけてきて、事情をお話くださいと言ってもなかなか出てこられなく、ただ単に滞納しておられる、私はそういう人に対してはですね、断固しっかり収納、税を納めるように、町政のほう頑張りたいなというふうに思いますし、本当に低所得者の人に対しては、町のほうもですね、町いうか国全体もいろいろな手当も施してあります。まあそういうこともってですね、全体が大変だっていうことはどうかなというふうに思いますし、同和対策事業に関しましてはですね、もうそれは終わったとか、いろいろあるわけなんですけど、私、

この夏ですね、差別事件で選挙中の問題でいろいろ相談を受けました。中にはですね、まだまだ終わっていないから、しっかり同和対策事業やってくれというようなご意見もあります。

ということで、委員長案は、これは認定するというほうでしたので、私は賢明なる大山町議会の皆さん、しっかり、はっきりですね、委員長案のほうに賛成のよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 私はこの決算の認定に反対の立場で討論いたします。

決算の内容を見ますと、住民のためにされた数々の施策がみてとれますが、また問題点も多く見受けられます。

その中でも、私が問題にしたいのは鳴り物入りで合併前に作られた大山支所です。この支所の光熱水費は年間約 765 万円です。ちなみに本庁舎は 655 万円。中山支所は約 251 万円です。ですから大山支所は、この本庁舎よりも 110 万円余分にかかり、いかに大山支所のエネルギー効率が悪いのかを示すものです。しかも客だまりの床暖房を使用しなくても電気代だけで年間約 720 万円もかかるそうです。あの支所はプロポーザルでレーモンド設計事務所が設計した建物ですが、最小の経費で最大の効果を挙げるべき支所がこのようなことでいいのか、非常に疑問に思います。そのためにも本当でプロポーザルでよかったのか。レーモンド設計事務所でもよかったのか。吹き抜け部分の床に床暖房を設置するなど、設計までの打ち合わせは適切だったのかなど検証する必要があると思います。

2点目に用地取得についてです。民法に照らし合わせても、その取得には大きな疑問が残るものがあります。今後同じような案件が生じた場合、弁護士や司法書士などの専門家も交えた対応を取るべきだと思います。

3点目に地区学習会補助金 240 万円と進学奨励交付金 145 万 2,000 円です。行政はあらゆる差別をなくすといいながら、その一方でこれらの事業を継続することは、同和地区を固定化し継続化することだと思います。地対財特法がなくなっただけ、速やかに一般施策に移行し、経済的な理由などにより進学を躊躇している子供たちも進路保証は大事なことです。対象にして、これを私は大山町版米百俵事業だと思っていますけれど、こういう事業に移行すべきだと思います。

以上とりあえず3点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「議長、8番」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 先ほど1回討論されましたので。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 圓岡議員の1点目の大山支所の件ですけれども、構造がガラス面が多いということでもあります。

2点目の用地取得につきましては、30年も40年も前から、行われた事業の一環であります。地区学習会は子供たちの可能性を伸ばす大事な事業であります。法的根拠はあります。憲法であり、同対審答申であり、地対協意見具申であります。町長以下、全職員が努力したことに表し、賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 10番、反対討論。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 私に先立ってお二人の方が一般会計決算について反対の討論をされていましたが、私は全く違う視点から反対の討論をさせていただきます

ご承知のように、平成24年度、昨年度大山町で生まれた子供の数は僅かに80人ほどでした。この子供たちが、中学生になった時、今3つの中学校がありますが、このままでは、各中学校とも1学年一クラスになってしまいます。そういう状態で親御さんが満足していただけるような十分な中学校教育が本当にできるのか、兼ねてより私は本当に心配をいたしております。

ここ10年の間で、大山町内で生まれる子供の数は3割も減っております。この傾向は、ますますこのままだと続いていく、そういう恐れがあります。少子化は日本全体の問題だ、どこも同じような悩みを抱えているというふうに言われる方もあるかもしれませんが、しかし、大山町がここ10年で、30%子供が少なくなったのに対して、鳥取県全体を見ますと、10年間の比較では11%の減少であります。近隣でいけば、米子市や境港市は5、6%しか子供の数は減っていません。大山町はそれに隣接する、近くにある大山町は、それに対して30%の減少、同じ郡部でも南部町もやはり子供の数は減っておりますが、南部町は約14%の減少です。鳥取県西部西伯郡地域でやはり大山町の子供の数の減少率は非常に大きい。このままいくと地域の大山町内の教育はもちろん、住民福祉や経済産業の活性化にも大きな問題点になることを私は心配をしております。

3町が合併して、大山町では主要な施策の一つとして、大山周辺の資源を活かして、大山恵みの里づくり計画による事業を進めてきました。大山をシンボルとし、農林水産業や観光業、その他さまざまな資源を用いて、魅力ある観光地域づくりによる産業、雇用、所得の活性化を図ってきました。

しかし、そういった施策、進められてはもちろんおりますけれども、10年近くたってその成果が十分に出てきているとは、決して言い難い、そういう状況にあると私は思っています。大山ブランドの農産物の振興であったり、あるいはグリ

ーンツーリズムの振興など、そういった施策、まだまだ不十分な点が多いのではないのでしょうか。

町とともに、それらの施策を進めているのが財団法人大山恵みの里公社でありますけれども、ご承知のように農産加工所の経営の問題などさまざまな問題がありますが、公社のことに関連しましては、加工所で大きな赤字が出ているということ以上に、やはり本来であれば農林水産業や観光業を活かし、大山町の産業の競争力を高めるために、外貨を獲得したり雇用を創出するそのための企画立案などをしていく役割を持つ、大山恵みの里公社が本来のそういった役割を十分に今できていない。そのことこそが、やはり一番の問題になっていると思います。

公社には、大山恵みの里づくり計画では大山町の総力を結集して、活動する、そういう役割を期待しているんだと、恵みの里づくり計画にうたってありますが、残念なことに今の公社の状況では、生産者や行政と連携しながら、そういった町民全体の総力集めて事業を進めていく、そういう環境にないように見受けられます。

また昨年度は非常に大きな事業として地域休養施設山香荘のグランド整備づくりがありました。ご承知のように、人工芝のグラウンドを含め非常にグランド環境ができましたけれども、本来何のためにそういったグランドを整備したのか、やはり多くの方が期待したのは、山香荘のグラウンドを一つの拠点として、県外からスポーツ合宿などを誘致して、山香荘の経営赤字改善だけでなく、それ以上に地域経済への波及効果が期待されておったわけですけれども、状況を見聞きますと、今の状況では、大山観光局なり大山旅館組合と連携しながら、スポーツ合宿を増やし、町の経済活性に結びつけていくというソフト面での活動がまだまだできていない、そういう状況に感じております。

また、町の非常に大きな問題の一つとして、滞納対策ということがあります。町税あるいは住宅新築資金、各種料金合わせて約6億円の滞納額があるのは皆さんご承知のとおりだと思います。合併以来この6億円の縮減をしっかりと取り組みということは再三再四議会も、監査委員も指摘しておるところであります。これについては、合併後9回目の決算になりますけれども、いまだ改善の様子が見受けられない、そういう状況にあります。少なくともこの滞納対策に対しての取り組みについては、やはり町執行部の怠慢であるということを我々は指摘しておくべきではないのでしょうか。

さらに、一部の議員の、先の議員の方も指摘されましたが、今大山町の一般会計の基金には、45億円もの基金が積み立てられております。先般での一般質問でも指摘しましたが、これは、一般会計の町の税収の3年分にもあたる非常に大きな金額です。

少子化がどんどん進む大山町にあって、やはりこの基金を積極的に活用して大

山町が活性化する施策をさらに積極的に進めていくべきではないでしょうか。先ほど賛成討論のなかで、将来の財政不安のことを思えば、ある程度の基金の積み立ては必要だ、ではなかったですね、十分な基金の積み立てが必要だというふうに主張された議員の方もおられました。今回の24年度の決算を見ますと、大山町の経常経費、いわゆる固定的な経費については、23年度、前年度と比べてほとんど変わっておりません。町の無駄が十分に見直しされていない、あるいは無駄とは言えないまでもやはり不要不急の事業についての見直し、十分に進んでいない、そういう状況にあると思います。やはり将来の財政不安を考えるのであれば、経常経費の削減にこそ、積極的に取り組むべきであり、年々減少する町の税収をカバーするためにも、税収が増えるために町の産業を積極的に振興し、町の人口が増えるように、定住施策、子育て支援の積極的な事業展開、それをするためにこの45億円の基金は使われるべきだと考えます。

議会は、町の予算を承認したではないかというふうに言われる方もありますが、本来の議会の機能、決算審査の意義を考えるのであれば、単純に予算が適正に執行されただけを問うのではなく、この100億円も使った一般会計の予算で、本来の目的、行政効果が十分に発揮できているのか、経済効果が十分上がっているのか、やはりそういったことを考えながら、大山町のこれからの施策は今のままでいいのか、それとも改善されなければならないのかを我々は考えるべきではないでしょうか。

そういった意味では、残念なことではありますけれども、まだまだ今の状況では、十分だとは言えない、そういう状況だと思います。職員の皆さん、執行部の皆さん、一生懸命仕事しておられるのは、十分分かっております。しかし一生懸命やったからいいのか、それは大人の世界ではやはり通用しない話ではないでしょうか。

今、運動会の時期ですけれども、やはり二人三脚やムカデ競争と同じだと思います。一生懸命頑張っているだけではやはり成果はでない。執行部はもちろんですけれども、住民の皆さん、生産者、我々議会もやはり心を一つにして、呼吸を合わせて大山町活性化の目的に進んでいく、そういうことが必要だと思っています。そういう意味では議会の取り組みもまだまだ反省すべき点は多いとも感じております。その議会に与えられている、議会の役割ということをしっかりと考えてるのであれば、今のままではいけないということであれば、やはりいけないものはいけないと主張するのが、本来の議会の役割だと感じております。以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 98 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから議案第 99 号 平成 24 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 99 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 99 号は、認定することに決定しました

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから議案第 100 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論があるということですので、まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対いたします。

この特別会計だけで収入未済額は約 3 億 1,640 万円あります。収納率は約 4.5%です。まじめに一生懸命返済をされている方もおられますが、いったい 3 億を超える収入未済額に対し、解決の糸口さえも見えないのが現実ですので、この決算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員(15番 西山 富三郎君) 本議案に賛成の立場で討論をいたします。

我々議会人は議会の役割、及び責務を果たすため、総合的な視点にたち、公正かつ誠実に職務を遂行しなくてはなりません。

過去に目を閉ざすものは、前進がないといいます。温故知新という言葉がそれを示しています。新築資金貸付事業は、わが国で世界にもっとも恥ずべき同和問題の解決のためにあります。

政府及び地方公共団体、さらには国民的課題として施行されたものであります。法は名称を変えながら、33年間に及びました。新築資金貸付事業は、大山町におきましては、昭和51年から、平成8年までが貸付事業の期間でありました。既に貸付事業は終わり、回収のみの事業であります。調定額は、26億少々であります。これには、国から4分の1の国庫補助があり、単純計算でいきますと6億5,000万ほどの補助金が大山町に入っております。

また、関係者の方々が、住居を新築、あるいは改正されましたために当時の和町においては、固定資産税が1,000万円増額されたといっております。大山地区、中山地区でも数百万の固定資産税が増額になったと思います。

これを計算しますと、数億円の効果があつてと思いますよ。恥部のみを焦点を合わせるのではなく事業の効果というものをですね、評価すべきであります。

この事業に携わった方々は、建築業者の方々、大工さん、左官さん、瓦屋さん、いろいろな方が、私は50億以上の事業だったと思いますよ。100億と近くなっているかと思っておりますよ。そういう金が大山町に流れたというプラスの部分もあります。

私は、関係者の皆さんに、人の世に熱あれ人間に光あれという心を対して、大山町の発展のために尽くそうと言っております。

私はそのようなことで、本案は事業が終わったものですから、払うべきものに対する法的な手段は取りつつも、過去に身を閉ざすことなく、将来の展望にたった大きな事業であったということの評価し、賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

[拍手する者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。

○議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員(7番 大森 正治君) 私はこの住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

この貸付事業ですけれども、これは同和対策特別事業の一環としまして、旧同和地区の住環境の改善を目指して行われたものであります。貸付は先ほどもありましたけれども、昭和51年から平成8年までの20年間行われたものであります。

当初から貸付のやり方に問題があったようであります。その結果が今のような 3 億円もの巨額な滞納を生み出してしまったと言ってもいいでしょう。

さて、平成 24 年度決算を見てみますと、まず予算の段階から問題があったと思います。貸付金元利収入が予算化されたのは調定額の 57% しかなく、はじめから全額徴収する姿勢がありません。そして、1 年間の徴収結果はどうであったかといいますと、現年度分で 46%、滞納繰越分で 2.3%、全体でわずか 4.5% しか回収できていません。そのため、平成 24 年度の住宅新築資金等の滞納額は 3 億 1,600 万円になりました。これが住宅新築資金会計の実態であります。

では、これに対して、どんな手立てが打たれたかといいますと、それは定かではありません。つまり、抜本的な手立てが打たれてないということであります。監査委員の審査意見書にもこの点の打開策は示してありません。

借りた人の責任はもちろんです。返済能力を吟味せずに貸した貸し手の側にも責任があったのではないかと思います。

こうした大きな問題を持つ決算を認めるわけにはいきません。

債務者の詳細な実態を把握し、その上で抜本的な対策を考えるべきだということ指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 101 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 102 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 102 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 103 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対します。

分かりやすくするために家計にたとえ、この決算を 10 分の 1 にしてみました。この大山町子さんの放蕩息子の給料は年に約 150 万円です。非正規で働いていません。そのために町子さんから月に約 19 万円。年間 230 万の援助を受けています。町子さんもこのような息子を持てば大変です。昨年からの繰越金は約 21 万円。スポーツ振興くじが当たるなどして約 1,400 万円の収入があるにも関わらず、約 2,150 万の借入れをして、収入合計は 3,940 万円です。

一方、歳出合計は 3,940 万円で差し引き 0 円です。月に約 330 万円。年に 3,000 円の借金返済のほかは、すべてが生活費です。ただ、この 4 月から正職員で働いているようですから、某居酒屋チェーン店のようなブラックといわれる企業でないことを祈るばかりです。

新しい議員必携の 273 ページには決算審査の着眼点として、「金をいくら使ったか」ではなく「住民のために」ここが一番大事だと思っておりますが、「住民のためにどのような仕事をしたのか。その仕事の出来高と出来具合を見る」ことが主眼であることを十分理解しての決算審査でありたい。こういうふうに書かれています。町長も知っておられると思いますけれども、この議員必携に照らし合わせても、このような決算に私は賛成できないという事を述べ、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 番号を言ってください。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 8番。

○議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 失礼します。先ほど圓岡議員からよく分かるように町子さんに例えて何とかかんとか話がありました。まあこの神田はですね、確かにいろいろこれを採決するときにはですね、大変な問題もありました。まあ町長もにぎわいのある町というようなことで、確かにですね、最初からですね、それが黒字でバンバンになるということでのなしに、確かにあのあたりを通ってみればですね、小学校の子供たちのわいわい、歓声が聞こえてきたり、あるいはグラウンドゴルフで結構そこを利用させていただいております。皆さんが喜んで楽しんでこの施設を使っておるということで、私は家計の出納簿云々よりそういうことでこの議案は委員長案に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長(野口 俊明君) これから議案第 104 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長(野口 俊明君) これから議案第 105 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。

○議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員(7番 大森 正治君) 反対討論です。

○議長（野口 俊明君） はい、待ってください。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 平成24年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険税は、平成24年度に一人平均年額4,337円引き上げられました。それが敏感に影響した結果でしょうか、現年度分の滞納が前年度に比べて6.4%、約150万円増加しました。

そして、国保税の滞納額は、現年度分と過年度分合わせまして1億2,800万円になりました。これは住宅新築資金等貸付金の滞納を除けば、飛びぬけて多く、

次いで滞納額が多い固定資産税の1.6倍にもなります。この滞納の実態をみただけでも、国保税がいかに過酷で払いたくても払えない税であるかがわかります。このような国保加入者の実態をみるなら、言い換えれば、国保加入者の立場に立つならば、国保税の引き上げは回避すべきだったと考えます。なぜなら一般会計決算のところでも討論いたしましたように、一般会計の財政調整基金から繰り入れることが可能だったからであります。

そのため、国保税の引き上げによって執行された決算を認めることはできません。

国保税は、今年度平成25年度もさらに引き上げられました。さらなる滞納の増加と国保加入者の苦しい生活実態を私は懸念するものであります。これ以上の引き上げはすべきでないことを強く要求いたしまして反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） この特別会計は、この会計の中で収支するというふうにだいたいなっております。そのなかで、この基金がどんどん減る会計でございますが、今回も基金の中から6,600万円ほど繰り入れてございます。そして基金残高が、今1億2,000万円。

次にですね、もしこれを繰り入れるとなれば基金は、底をつく寸前ということになるかと思えます。先ほどの発言では、一般会計あるいは調整基金、一貫しずっと言っておられますが、その中から繰り入れるというような方法をとれというふうにおっしゃっておりますが、そうすることで実はこの会計は解決しないと私はそう思っております。

国の社会福祉、あるいは社会保障は、今若いものあるいは中堅層の方がほとんど担っていると。そして、その一般会計、あるいは基金のほうから繰り入れると

いうことは、二重に税金を払っていくと。不公平がますます不公平になり、若い者、あるいは働き手の方に、ますますこの保障費を払いたくない気持ちにさせるという、私はそういったことが凄く心配でありまして、やはり相応負担をしていただく、この会計のなかで、収支していただく、はっきり言いますれば、今苦勞するかあるいは、将来とんでもない苦勞するか、この 2 つなのかなというふうに思いますんで、いずれそのような方策は町でやるというような事業ではない、国のほうで何らかの方法を考えていただくということで、私はこの議案は認定するという事で賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対します。

国民健康保険特別会計は約 1 億 2,800 万円の収入未済額を抱える大変な特別会計です。この未済額は高すぎる国保税に原因があると思っておりますが、そのような状況の中で、早期発見・早期治療の要である「人間ドッグや脳ドックのための疾病予防費、約 3,175 万ですけれどもこの費用については予算を増やせば増やすほど国保税を値上げせざるを得ないという矛盾を抱えています。ですからこの疾病予防費については、基準外繰り入れで賄うべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 105 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 45 分といたします。休憩いたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから議案第 106 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

- 議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。まず原案に反対者の発言を許します。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) この決算の認定に反対します。

大山診療所は医師問題ばかりがクローズアップされていますが、医療機器の老朽化問題が議論されていません。特に改築当時に導入されたCTの老朽化問題です。この機器を更新すれば今後1億近い費用がかかることが予想されますが、このCTを今後どうするのでしょうか。

そもそも大山診療所がこうなることは、合併前から十分予想されたことでした。旧中山町議会でも問題視され、全議員で視察をしたほどです。

隣の琴浦町では、赤碕診療所はかつて国保診療所でしたけれども、現在では医療法人社団赤碕診療所となり、国保診療所の看板を下ろされています。

そういったことも踏まえながら、本当にこの診療所を今後どうするのか、過去にさかのぼって検証と住民を交えた検討をする必要があると思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

- 議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。
- 議員(8番 杉谷 洋一君) 8番、杉谷。
- 議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。
- 議員(8番 杉谷 洋一君) また登場いたしました。杉谷です。

先ほど圓岡議員のほうからいろいろありました。この診療所は、地域医療の本当の拠点です。大事な場所です。で、これまでは2階部分をあれではもったいないということで、最近民間のほうに貸し出して運営を行っておりますし、まあ固定医を早急に探していただいてもっともっと患者さんに安心してこの診療所を使ってもらおうということをやっているわけですし、で今圓岡さんが言われたCTがどうだかこうだかというのは、これは一般質問でどンドンどンドン町長のほうに質問願いたいなというふうに思います。で、私は委員長案に賛成いたします。終わります。

- 議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第106号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 107 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 107 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 108 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 108 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 109 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 109 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 110 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 110 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 111 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。

24 年度は売電収入のうちで賄える修繕で収まったからいいものの、例えばローターベアリングの修繕には 9,000 万円近い費用がかかるそうです。そういう費用に備えるためにも、引当金のように今のうちにさらなる基金造成が必要だと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 先ほど圓岡議員は反対ということで、同じ総務委員会で半日かけてしっかり議論したでないですか。で、あなたも賛成されておって、そういう次のこのベアリングがどうだーこうだかっていう話しはまたそれは違った話で、今回の売電収入を先ほど話されたように、上がっております、一生懸命やっております、風車も一生懸命回っております。まわらんもんは誰かと言ったら、まあそれはちょっとおいておきます。

ということで、私は委員長が賛成なさったとおりですね、私はこれを賛成したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に賛成者の発言を許します。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 風力発電はですね、今までずっと赤字だったわけですが、赤字といたしますのはですね、売電額が少なかったと。11 円いくらだったと思いますが、今 18 円ちょっとに上がっております。それによって決算も収入が増えたというふうなぐあい、実は喜んでおるところでございます。

そしてやっと公債費が、負債がですね、払っていけるような状況になったということが実情でありまして、さらにそれを持ってですね、今後、保険に入っているわけでございますが、今後いかなる故障が無きにしもあらずという心配はございますが、それによってですね、この決算を認定しないというのはいかなるもんかと。私は実は思っております。そういった意見であるならば、認定でなくて、今後の予算に考えていただきたいというようなことをどっかのなんか一般質問でもかまいませんし、総務委員会でもそのような話はあったのではないのかなと私は思いますので、ひとつひとつその心配事を取り上げながら認定に反対だというやり方は何か、たぶんですね、町民の方もなんかおかしいお話のぐあいではないかなというふうにも感じましたので、今回今賛成の立場と、そういった気持ちで賛成の立場ということでお話をさせていただきました。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 111 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 112 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 112 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 113 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 113 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 114 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 114 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 115 号 平成 24 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 115 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 115 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 116 号 平成 24 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 議長、4 番。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。

この決算を見ますと収益的収支で約 2,000 万円の当年度純利益が出ています。

この中に占める新規加入金は微々たるものだと思います。現在の大山町の新規加入金は口径 13 ミリで 10 万 5,000 円ですが、これはまだ高いと思います。

新規加入金をさらに引き下げ、加入促進を図るべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 加藤 紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 先ほど圓岡議員が仰られました加入金のほうですけれども、下げれば加入者が増えるのか、そこが確定しておられる話でしたら下げられれば良いと思いますけれども、そうでないものは、現状でかまわないのではないかと思います。賛成討論にさせていただきました。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 116 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

日程第 20 議案第 117 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、議案第 117 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 117 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 118 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、議案第 118 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 118 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 118 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 119 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 22、議案第 119 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 119 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 120 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 23、議案第 120 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 120 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 121 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、議案第 121 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 121 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、ナラ枯れ被害拡大によりまして、緊急の伐倒駆除を実施する必要性が生じたこと等により、既定予算の補正を追加提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 5 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 4,287 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 103 億 7,964 万 7,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入からご説明申し上げます。

第 35 款地方交付税は 553 万 5,000 円の追加であります。第 55 款国庫支出金は、120 万円の追加で、第 5 項国庫負担金の民生費国庫負担金で障害児通所給付費等負担金を計上いたしております。

第 60 款県支出金は 3,120 万 2,000 円の追加で、第 5 項県負担金の民生費県負担金で障害児通所給付費等負担金 60 万円、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金 3,060 万 2,000 円を計上いたしております。

第 80 款諸収入は 493 万 5,000 円で、8 月に雷被害のありました名和総合運動公園野球場照明設備の共済金を計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 15 款民生費は、240 万円の追加で、第 10 項児童福祉費の児童福祉総務費で、障害児通所給付費等の扶助費 240 万円を計上いたしているところであります。

第 30 款農林水産業費は 3,060 万 2,000 円の追加で、第 10 項林業費の林業振興費でナラ枯れ駆除委託料 3,000 万円、鳥取県緑の産業再生プロジェクト補助金 60 万 2,000 円を計上いたしております。

第 50 款教育費は 987 万円の追加で、第 25 項保健体育費の体育施設費で名和総合運動公園野球場照明設備修繕料を計上いたしております。第 40 款土木費と第 60 款災害復旧費につきましては、町道坊領向原線仮設橋リース部材を購入することになったことによる予算科目の組み替えを計上いたしているところであります。

以上で、議案第 121 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 121 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 121 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 請願第 1 号 ～ 日程第 26 陳情第 10 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、請願第 1 号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改正を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める請願から日程第 26、陳情第 10 号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情についてまで、計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） 教育民生常任委員長の西尾でございます。

じゃあ、請願 1 号と陳情第 10 号について報告いたします。

ただいま議題となりました請願第 1 号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める請願について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 9 月 13 日。審査人数は 5 人であります。発言した全文と請願書で問題視している発言の前後の流れを読み解けば、麻生副総理の意とするところは、請願書に記述してある内容とは発言の主旨が異なると考えます。

よって採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の請願審査結果の報告を終わります。

続いて陳情審査、陳情第 10 号であります。

議題となりました陳情第 10 号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 9 月 13 日。審査人数は 5 人です。
世代間の不公平感を緩和し、安定した持続可能な制度にしていくためにも、年金 2.5%削減は必要と考えます。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、請願第 1 号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改正を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 失礼しました。間違えました。討論です。

○議長（野口 俊明君） 発言を良く聞いておいてください。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め・・

〔「7 番、討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） まず討論は原案に賛成者の討論を許します。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 私はこの請願に対しまして、紹介議員でもありますので、その賛成討論をいたします。

さて、麻生太郎副総理の問題発言ですが、これは 7 月 29 日、ジャーナリストの櫻井よし子氏が理事長を務める「国家基本問題研究所」のシンポジウム、内容は憲法改正問題を中心に日本の進路について討論するものであったとのことですが、この中で、麻生副総理も発言しまして、「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていった。誰も気が付かなかった。あの手口を学んだらどうかね。」というふうに発言しておられます。

国内外から厳しい批判が沸き上がり、そうするとあわてた麻生氏は、誤解を招いたとして「ナチス」言及部分は撤回されました。

しかし、撤回して済む問題ではありません。身内の集会で、本音が出たものであり、憲法改定についてナチスの手口を学んだらどうかねなどというのは、ナチズムを肯定し民主主義を否定する暴論というほかないと思います。

この麻生副総理のナチス発言は世界に衝撃を与えています。

ドイツの新聞社のある特派員は、こう言っています。「アメリカやヨーロッパで、ナチスを模範とするなどと言えば、その日のうちに政治家は辞職に追い込まれる。ドイツであれば、まず首相が解任せよと非難され、全野党、全マスコミが要求する。」と。

また、ロサンゼルスに本部を置きますナチスの犯罪を追及し続ける民間団体は、「ナチスが世界を地獄の底へと導き、人類を恐怖に陥れたことを麻生氏は忘れたのか」と抗議声明を発表しております。朝鮮日報は、「ナチス式の憲法改正に言及した日本の極右政治家」という社説を掲載し、韓国・中国の外務省も批判しております。そして、ニューヨークタイムズですけども、麻生発言は「ナチス・ドイツの同盟国だった大日本帝国をより積極的に描くために第2次世界大戦への見方を変えたがっているというアジアの懸念を裏付けた」というふうに指摘しています。

このように、日本の国際的信用を失墜させた麻生氏は、憲法を尊重・養護する義務を負う副総理・財務大臣として不適格であり、その職の辞任を求めることが、日本の民主主義を守り国際的信頼を回復するために重要と私は考えます。

以上、本請願への賛成討論とします。

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。

○議長(野口 俊明君) 9番、野口 昌作君。

○議員(9番 野口 昌作君) 私はこの請願に対して反対の討論をさせていただきますが、まず最初に西尾委員長のほうから、さっき大森さんが言われたような発言内容が全然違うと、麻生副総理の発言内容が全然違うというような見解での不採択の理由がございました。

私もですね、この麻生副総理の発言の全文というものをだいたい入手しておりますが、その全文を読んでみますと全然違うわけですね、そのドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていったとか、というようなことがですね、全然違った表現の仕方っていいですか、どこでどういうようにこういうような今出ておりますような麻生副総理のナチスの手口に学ぶとかですね、それからその学ぶことを進めるとかですね、そういうようなことはどういうことでそういう発言になってきたものか、請願になってきたのかということがですね、私非常に分かりません。全文を入手した中でですね、読んでみますと全然解釈が違うというような状況でございましてですね、ナチスの、ヒットラーの関係をもち出したということが、結局ヨーロッパのほうではそういう発言というものが非常に不謹慎だというようなことでとらえられて、そういうことになっていったでないだろうかというぐあい考えておるところでございまして、そういうことからこれに

についてはやっぱり不採択でいかなければいけないという考え方でございます。以上でございます。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の討論を許します。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 私は、この請願第1号は採択すべきものだと思います。7月29日に東京都内で行われたシンポジウムでの麻生大臣の発言は先ほど大森議員が述べられましたように欧米諸国や中国、韓国をはじめ多くの諸外国から批判が起きました。

国会の捻じれが解消した今、私は安倍政権がめざすものを端的に表現した発言だと思って聞きました。この間にあった内閣法制局長官の交代がいい例です。

請願文章にもあるように国際的信用を失墜させた麻生大臣は副総理・財務大臣を辞任すべきだと思いますので、この請願第1号は採択すべきものだと思います。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。

○議長(野口 俊明君) 12番 吉原 美智恵君。

○議員(12番 吉原 美智恵君) 私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

まず、麻生副総理がナチス憲法発言に対して、撤回に寄せたコメントを入手しております。新聞社に撤回に寄せたコメントをしております。それは2013年の8月1日であります。

そのなかですすね、ナチスという言葉が悪い前例として使っているということでもあります。麻生副総理の言葉にいたしますと、「私は憲法改正については、落ち着いて議論することが極めて重要であると考えている。この点を強調する趣旨で同研究会においては、喧騒にまぎれて十分な国民的理解及び議論のないまま進んでしまった悪しき例として、ナチス政権下のワイマール憲法に係る経緯をあげたところである。私がナチス及びワイマール憲法に係る経緯について、極めて否定的にとらえていることは、私の発言全体から明らかである。ただし、この例示が誤解を招く結果となったので、ナチス政権を例示としてあげたことは撤回したい」というふうに言っておられます。

まず第一に、ナチスがおこなったホロコーストで、子供たちが150万人も犠牲になっております。そういうことを良い例として、どの世界の間人が例をあげるのでしょうか。そういう一つの言葉をとらえて言葉狩りのようなそういう状況の方が反民主的だと思っております。以上で討論に代えます。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから陳情第10号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。あっ失礼。ただいま討論の希望がありました。

まず最初に、原案に賛成者の討論許します。討論はありますか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 「年金2.5%の削減中止を求める陳情」に賛成の立場で討論をいたします。

本陳情は、確か3度目の陳情であったと思いますが、ここにはそういう陳情者の並々ならぬ採択への思いと年金生活者の暮らしを守ってほしいという切実な願いの表れを汲み取ることができると思います。

委員長報告は不採択であります、「ならぬものはならぬ」と一蹴してしまうような陳情ではないと思います。

それは陳情趣旨にあるとおりと考えるからであります。その主な点を挙げるなら…（資料の提示あり）、その1点目としまして「年金2.5%削減法」は、2.5%削減を実施するだけでなく、デフレ化でのマクロ経済スライドの発動さらには受給開始年齢のさらなる引き上げにつながるものであり私たちはどうしても認めることができませんということがあります。

それから2点目としまして、年金2.5%削減の口実とされた「特例措置」、これは現下の社会経済情勢に鑑み、つまり高齢者の生活と経済へ配慮して行われた措置です。当時と比べて、高齢者の生活が豊かになったでしょうか。経済の状況はよくなったでしょうか。実態はどちらもより深刻になっており、特例措置を解消できる理由はありませんということ。

それから 3 点目としまして、年金財政を支える最大の保障は経済の成長です。ところが、構造改革の下、賃金を引き下げ、社会保障を切り下げて国内消費を冷え込ませた結果、日本経済は長期にわたり成長を止めています。消費税を増税したうえ、1.3 兆円もの年金引下げは内需をますます冷え込ませます。年金収入の割合が高い地方経済への打撃は特に大きく、地方自治体の税収は、深刻な影響を受けますということ。この 3 点目に付け加えるならば、3 月議会の陳情資料にもありましたけども、大山町の年金生活者に総計で 1 億 8,000 万円入らなくなるわけです。これは大山町の経済にとっても本当に大きなマイナス要因と言えらると思いませんか。

年金を削減すれば、制度が持続可能になるという単純な問題ではないと思います。むしろ削減を続けることによって、暮らしも経済も悪化する事態が予測されます。今も進行中のデフレ不況の大きな要因は、賃金の低下、所得の減少、これによって国民の購買力が落ちて内需が冷え込んだ結果であります。

これもかなり、日本の経済界でも常識的な議論になってますね。

政府は、国民大多数の所得は増えないのに、社会保障の改悪によって給付は削減、負担は増加の政策をとり、その上に来年 4 月からは消費税の大増税をしようとしています。国民から見れば、景気回復に全くあべこべの政策をとっていると思えませんか。

陳情者は、4 番目としましてこういっております。「2.5%削減の実施が目前に迫っています。10 月からですか。しかし私たちは最後まで黙っているわけにはいきません。高齢者の命が、そして現役世代の将来がかかっているからです」というふうに言っておられます。

この年金生活者の叫びに応じて、大山町議会は、この「年金 2.5%の削減中止を求める陳情」を採択すべきと考えます。

以上、本陳情に賛成の討論とします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員(9 番 野口 昌作君) 議長、9 番。

○議長(野口 俊明君) 9 番 野口 昌作君。

○議員(9 番 野口 昌作君) 私はこの陳情に反対の考え方で討論をさせていただきます。

まず 6 月議会でもですね、この陳情が出されまして、6 月議会でもこれに反対の討論をいたしました。この年金制度につきましては、物価スライドということがかたく大前提になっておりまして、物価スライドで年金額も決定していくんだという考え方でございますが、そういう中でですね、10 年間もデフレ、そして物価が下がっているという状況の中でですね、その物価スライドで合わせるならば、もう既に年金も下げていかなければいけないという状況だったわけござい

ますが、それを特例措置でですね、この下げなかったということがあっておりまして、それを今この10月から下げようかということでございます。

物価スライドで考えてみますとですね、今、大森議員さんのほうから、賃金も非常に下がっていることを言っておられますけれども、賃金が下がっている人からみればどうでしょうか。1997年ですね、賃金が46万7,300円、これ大森さんの資料でございますけれども、1997年これが2009年では、40万5,900円という賃金の水準になっております。これが13.2%下落しております、賃金。13%も下落した賃金体系のなかで賃金を支給されている方々が、年金者は、年金生活者はそのままの年金だということになればですね、その年金の支えをしているのは、若い人たちのこういう賃金の生活者でございますが、その人たちからみれば我々の支えている年金が全然、我々は自分の賃金の下がりながらも年金のほうは下がっていないというような状況はどうかということですね、考えておられるでないかと思えます。

物価スライド制が基本であるかぎりですね、やっぱり財政的にこの年金財政も非常に苦しいわけでございますから、やはりですね、この際下げてそうして年金財政というものを立て直していく、そういうようなですね、措置を是非取らなければならぬというぐあいに考えておりました、これが下がることは歓迎すべき点ではございませんけれども、やむを得ないではないかということですね、私はこれを不採択とする考え方でございます。以上で討論を終わります。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この陳情は採択すべきものだと思います。

先日、町内の77歳になられる男性から何か仕事はないだろうかという相談を受けました。こういう相談がこの問題を端的に表しています。今でも国民年金だけで生活することは非常に困難です。アベノミクスによる生活必需品の値上げもあります。

しかも、今後消費税の税率アップや医療・介護の制度改悪も控えています。高齢者の生活、とりわけ年金生活者の生活を守るために、この陳情は採択すべきものだと思います。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 10 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . -----
日程第 27 発議案第 6 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、発議案第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） はい、議長。

ただいま議題となりました発議案第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

地方分権の名のもとに導入されようとしている「道州制」は、ほとんどの町村が事実上の強制合併を余儀なくされるものである。

それによって、住民と行政との距離がさらに遠くなり、住民自治が衰退する恐れがきわめて高い。

よって、道州制の導入に反対し、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

道州制導入に断固反対する意見書、町村議会では、平成 20 年以来、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定している。本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明が行われた。さらに、7 月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請されたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、野党の一部においても、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、先の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に

努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、大山町議会は、道州制の導入に断固反対する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月30日、鳥取県大山町議会議長 野口俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅 義偉様、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当 新藤義孝様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第6号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 何点か質疑をさせていただきます。私はこの道州制ということに関しては、先ほどの提案の説明の中にもありましたとおり、地方、特に農村地域にとっては非常に厳しい内容、地域のさらなる衰退を招く制度だと思っておりますので、私自身も断固反対したいという気持ちをもっております。

しかし、説明の中にもありましたように、今の政府、そして与党自民党の中では道州制を進めなければならないという雰囲気があるようにも感じております。そういったことについてまあ以前にも執行部に対して、大山町の対応について質問したこともあるわけですが、まあ今回この意見書提出するにあたってですね、総務委員会のなかでいろいろ話もされたと思います。現実的に道州制の議論と言いますか、道州制への取り組み、政府なり与党自民党のなかで、どの程度進んでいるものなのか、地方の町村会であったり、町村議長会では、道州制について反対という表明はしておりますけれども、都市部であったり一部の市町であったり、都道府県知事のなかには道州制を進めなければならないと主張しておられる方も少なからずあります。

そういった状況を踏まえて、今後この制度がどのような方向で議論が進んでいくものなのか、委員会の中で話し合われた経過を少し教えていただけたらと思います。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 委員会の中では、これは国会の中の話であって、国会内で議論を当然していただかなければならないし、それでまあこういう道州制

が行われたならですね、都市部のほうは大変メリット私は大きいかと思えます。だけどころの田舎の地方においてはですね、逆にマイナスが働くのではないかなと思うわけですし、そのあたりの深い、今近藤議員がおっしゃったようにですね、深いところの議論は行ってはおりませんが、国会の議員の皆さんの中にも賛成反対ということ、本格的議論が成されたではなくして、そういうことがくすぶってるような感じですので、ここは私たちの町村議長会でもあるところの案に対してですね、わたしら議員としてですね、一緒になってこれを反対ということに進んでいったらいいなというふうに思います。

ですから近藤議員おっしゃったような、委員会では国会、どういうところまで進んでおるかというところは、話は、議論はしませんでした。以上です。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 発議案第 7 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 28、発議案第 7 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 岩井 美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） ただいま議題となりました発議案第 7 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかし、これらの市町村では、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しており、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるため、

地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があります、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は、CO₂ 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 25 年 9 月 30 日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。

あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 新藤義孝様、農林水産大臣 林芳正様、環境大臣 石原伸晃様、経済産業大臣 茂木敏充様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第7号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第29、議員派遣についてを議題にします。会議規則第127条の規定により、お手元に配布してありますとおり、1番目は、滋賀県の国際文化研究所で開催される市町村議会議員特別セミナー受講のため、10月10日～11日に近藤大介議員、大杖正彦議員を派遣するものです。

2番目は、同じく滋賀県の国際文化研究所で10月28日、29日に開催される市町村議会議員特別セミナーに岡田 聰議員、大森正治議員を派遣するものです。

3番目も、同じく滋賀県の国際文化研究所で11月18日、19日に開催される市町村議会議員特別セミナーに米本隆記議員、大原広巳議員、加藤紀之議員を派遣するものです。

4番目は10月15日～17日まで北海道栗山町、三笠市、東川町、旭川市に行政視察研修に議員全員を派遣するものです。

5番目は、11月18日に湯梨浜町で開催される鳥取県町村議会女性議員研修会に岩井美保子議員、吉原美智恵議員、遠藤幸子議員を派遣するものです。

6番目は、11月25日北栄町で開催される鳥取県町村議会議長会主催の議員研修会に、全議員の派遣をするものです。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

少して正午となりますが、このまま継続して終了まで会議を続けたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第 30 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 30、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、陳情第 9 号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 31 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 31、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 32 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

しました。

日程第 33 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 33、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 34 広報常任委員会委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 34、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 35 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 35、議会基本条例調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会基本条例調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 36、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会運営を円滑かつ効率的に行なうため、閉会中において議会運営に関する事項を、継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成 25 年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 0 時 5 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 野口 昌作

署名議員 近藤 大介